

一部事務組合同規約（案）の概要について

1 一部事務組合の名称

諏訪広域公立大学事務組合

2 組織市町村

諏訪地域 6 市町村（岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）

3 共同処理する事務

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づく公立大学法人の設立及び同法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する事務を処理する。

4 事務所の位置

茅野市役所内に置く。

5 組合議会

(1) 定数

岡谷市・諏訪市：3 名 下諏訪町・富士見町・原村：2 名 茅野市：8 名 計 20 名

(2) 選出方法

組織市町村の議会がその議員の中から選挙する。

(3) 任期

構成団体の議会の議員の任期とする。

6 正・副組合長、会計管理者

(1) 組合長：茅野市長

(2) 副組合長：岡谷市長、諏訪市長、下諏訪町長、富士見町長、原村長及び茅野市副市長

(3) 会計管理者：茅野市会計管理者

7 経費の支弁方法

(1) 組合の経費は、国庫支出金、県支出金、組織市町村負担金、その他の収入をもって充てる。

(2) 組織市町村負担金は以下のとおりとする。

① 一部事務組合の経費のうち、経常的経費については、以下のとおりとする。

茅野市：81.5%

茅野市を除く組織市町村：18.5%（均等割10%、人口割90%）

※人口割は前年度の10月1日現在の人口を基準とする。

② 公立大学に係る基準財政需要額は茅野市で一括計上し、同金額を組合へ支出する。

③ 建設的経費及び臨時的経費については、組織市町村が協議のうえ、決定する。

(3) 大学の健全な財政運営に必要な資金を積立てるため、基金を設置する。